

# ルール違反の喫煙、ポイ捨てをなくし

## 「キレイで、安全なまち とだ」へ



「戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例」により、多くの方がルールを守りようになりました。しかし、歩きたばこやポイ捨てなどのルール違反をする方もまだ見受けられます。キレイで、安全なまちを保つため、市民の皆さん一人ひとりがルールを守りましょう。  
問い合わせ 環境課(内線463)

### 「キレイで、安全なまち とだ」をつくる4つのルール

#### その1 市内全域では「歩きたばこ」禁止

市内では、歩きたばこや、自転車・バイクなどに乗りながら喫煙する行為は禁止です。

喫煙は、喫煙者や周囲の方の健康に影響を与えるだけでなく、歩きたばこは、歩行者に火傷を負わせたり、衣服などへ焼け焦げをつけたりするおそれがあります。特に小さな子どもや車いすの方には、たばこの火が顔の高さにあり、大変危険です。



たばこには、加熱式たばこや電子たばこも含まれます。

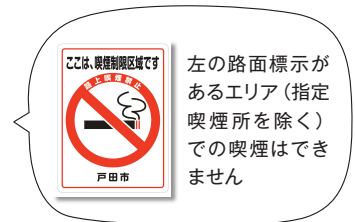


#### その2 「喫煙制限区域」では、路上喫煙禁止

喫煙制限区域では、指定喫煙所以外での路上喫煙を禁止しています。喫煙制限区域とは、火のついた(加熱された)たばこの所持も含め路上喫煙が禁止されている市内3駅周辺の区域のことで、区域内での違反行為について、勧告や命令などに従わない場合は過料が科せられます。



北戸田駅・戸田駅・戸田公園駅周辺に喫煙制限区域があります



指定喫煙所内であっても、利用者のみみ出しや座り込んでの飲食、飲酒などに対する苦情が寄せられており、これらの迷惑行為も禁止されています。

#### その3 ポイ捨て、禁止

ごみのポイ捨ては禁止です。特に、**たばこの吸い殻、マスク、ペットボトル**などのポイ捨てが多く見られます。



#### その4 飼い犬のふんの放置、禁止

散歩の際は必ずリードを付け、ふんは持ち帰り、もやすごみとして処理しましょう。ルールを守り、自分も周囲も気持ちよく愛犬との散歩を楽しみましょう。



### 不法投棄は**犯罪**です

路上や公園、空き地などに決められた処分方法に従わずに廃棄物(一般廃棄物・産業廃棄物)を捨てることを「不法投棄」といいます。

注意!

以下の場合も「不法投棄」です

- 家電製品・大型ごみなどをルールを守らずに捨てる
- ごみを正しく分別しないで捨てたため、回収されない
- ➔近所の迷惑になるため、正しくごみの分別をしましょう。



ごみの分別ルール

#### ごみの持ち去りも犯罪です

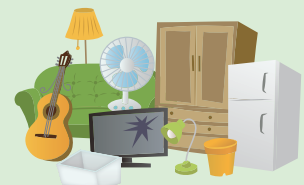
市が指定する業者以外による、ごみや資源物の持ち去りは犯罪です



持ち去り行為を見かけたら、すぐに警察に通報するか、車のナンバーを控えるなどして環境課までご連絡ください。

### 粗大ごみの申請についてのお願い

自宅で過ごす時間が増えた影響もあり、粗大ごみの申請が増加しています。収集日まで多くの日数が必要になっていますので、計画的に申請してください。



1月は例年申し込みが多くなります。リサイクルを検討するなどごみの減量にご協力ください。